

議員の親族が経営する企業は、市との契約を辞退すべきではないか 議員の政治倫理条例の制定にむけて議論がおこなわれています

上越市議会では、昨年来、議員の政治倫理条例の制定にむけて、検討委員会を立ち上げ、議論が続けています。日本共産党議員団からは橋爪法一議員が委員として出ています。11日にその検討委員会が開かれたのですが、橋爪議員が親戚の葬式ということと、私が代理で出席しました。

11日の議論の主題

この日の議論は主に、「親族会社等の請負契約等の辞退」についてでした。提案された案文は次のとおりです。

議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が経営する企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

骨抜きにする提案が

この案文に対し、口火を切ったのは昆風の新井議員でした。「市が行う工事

等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、』を削除すべし」というのです。すかさず創風クの宮崎議員がこれに同調しました。この部分を削除するかどうか。

条文の意味がなくなると批判

市民クの仲田議員は、「この部分は必要だ。法92条の2では不足なので、この条文を設けるのだ」と主張しました。

私は、「この部分は必要だ。この案文の前半は『だれが』ということを示し、後段のここは『何を』してはならないか』を示した部分だ。これを削れば条文そのものの意味がなくなる」と話しました。市政会議の吉田議員は、「この部分はずすと、単に『法を尊重する』という

だけになる。法遵守は議員なら当然で、はずせば条文を設ける意味がなくなる」との主張でした。

11日の会派のねらいは？

再度各会派に持ち帰って検討することになりましたが、これらの議論を通じて感じたのは、昆風も創風クもこの条文の「完全な骨抜き」をねらっているなということと、「議員の政治倫理条例など必要ない」と考えているようにも思えました。この11日の会派は、この条文に抵触する議員を抱えているからでしょう。そういつ心配がないはずの公明党が同調したのはどういふことでしょうか。政新は意見が割れて収拾がつかなかったといっていました。

マスコミが入らないところでは、言いたい放題だとも思いました。公開が必要ですね。



イワウチワ 13日 飯土山にて

日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

市政レポート

2007年5月20日 144
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832